



目次

- p.02~03 まちのトピックス
- p.04 糸田町複合施設(仮称) 名称募集
- p.05 令和2年度の最終予算についてお知らせ
- p.06~07 国民健康保険からのお知らせ
- p.08~09 同和問題啓発強調月間
- p.10 田川保護区保護司会からのお知らせ
- p.11~13 暮らしの情報館
- p.14 健康ひろば
- p.15 社協だより やすらぎ
- p.16 防災vol.58・俳句・年金だより など
- p.17 協力隊コラム・文化財のはなし など
- p.18 糸田アラカルト
- p.19 図書館・町の人口・編集後記
- p.20 糸田町プレミアム地域商品券のお知らせ

5月21日 サツマイモの苗植え ● 農業体験学習 ●

廣房達生さんが所有する畑で、小学2年生の児童73人が「サツマイモの苗植え」の農業体験をしました。これまで十数年あまり小学校の農業体験学習に携わっている廣房さんは「今週悪天候が続いている中、作業しやすい良い天気になってよかった」と話していました。苗植えの仕方も一から順に教え、子どもたちも積極的に作業しました。児童たちは「すごく楽しかった」「苗を植えるとき、土が温かかった」「教えてもらったので難しくなかった」など感想を述べ、最後は畑に向かって、全員で「大きく大きく大きくなあれ」と声を掛けました。



5月24日 青色防犯パトロール実施者に世羅修次さんが就任 ● 子どもたちの安全を見守ります ●

平成19年度から登下校中の子どもたちの安全を見守っている松本守さんに加え、世羅修次さんが5月から新たなパトロール実施者として就任しました。世羅さんは「町の皆さんとは多くのご縁で繋がっています。この町の宝である子どもたちの安全を松本さんと二人三脚で守っていきます」と語りました。



宝くじ 街に元気を。
あなたに夢を。 街に元気を。

一般財団法人自治総合センター
では、宝くじの社会貢献広報活動として、地域コミュニティ活動の充実・強化を図るため、各種助成事業をおこなっています。

主な助成事業

- ① 一般コミュニティ助成事業
- ② コミュニティセンター助成事業
- ③ 青少年健全育成助成事業

助成対象

- ① コミュニティ活動に直接必要な設備整備
- ② コミュニティセンター・自治会集会所などの建設整備
- ③ スポーツ・レク活動や文化学習活動など、主に親子で参加するソフト事業の実施

助成金額

- ① 100万円～250万円
- ② 対象事業費の3/5以内 (上限1500万円)
- ③ 30万円～100万円

申請方法

例年、8月下旬頃に翌年度の事業申請をおこないます。申請

コミュニティ助成事業について

できるのは、各種助成事業の要件を満たすコミュニティ団体です。申請多数の場合、抽選により順位をつけて申請します。

注意事項

- 助成対象となる事業およびコミュニティ団体には一定の要件があります。
- ※対象団体であるかの確認については、事前に役場へ相談ください。
- 申請した事業者に対する助成の採択は、センターが決定します。
- ※申請すれば必ず助成されるものではありません。
- ※同事業が毎年募集されるとは限りません。

申請時期

決まり次第、町ホームページなどでお知らせします。

問合せ

地域振興課
電話 26-4025

一般財団法人自治総合センター
URL <http://www.jichi-sogo.jp/lottery>

5月12日 トーチキスでつなぐ聖火リレー点火式 ● 次世代の子どもたちへ想いを託して ●

東京2020オリンピック聖火リレーは緊急事態宣言などの影響で中止となりましたが、5月12日に関門海峡ミュージアムイベント広場(北九州市)にて、点火式セレモニーが無観客で開催されました。雨風が激しく吹き付ける中、聖火リレーに参加予定だった県内のランナーたちが集いました。その中に本町在住の佐々木元子さん(中糸田)が選出されました。今回、点火式セレモニー参加時の心境についてインタビューさせていただきました。

今年3月31日に、45年間務めた保育園を退職しました。子どもたちと共に成長できた私の保育人生の集大成として、聖火ランナーに参加しようという強い気持ちでした。

セレモニーで登壇されたときは、どのような心境でしたか?

ラストグループランナーの一人として登壇し、聖火を聖火皿までトーチキスでつなぐ

聖火ランナーに応募されたのは、どのような想いからですか?

今年3月31日に、45年間務めた保育園を退職しました。子どもたちと共に成長できた私の保育人生の集大成として、聖火ランナーに参加しようという強い気持ちでした。

その大きいトーチは重いですか?

重かったです。世界中の想いが詰まって、より重く感じました。

聖火リレーは叶いませんでしたが、ランナーとしての責務を果たしたセレモニー当日は、私の保育人生のゴールだったように思います。

最後は、佐々木さんから次世代の子どもたちへ熱いメッセージです。

次世代の子どもたちへ色んな想いを託すつもりで、トーチを握りしめました。どんな困難にぶつかっても、健やかに笑顔を生きてほしいというのが、私の気持ちです。

オリピックトーチ

東京2020オリンピック聖火リレーで用いるトーチは、日本人に最もなじみ深い花である桜をモチーフとしています。

トーチキス

聖火ランナーが、次の聖火ランナーに聖火を受け渡すことをトーチキスと言います。トーチキスの際に聖火ランナーは、自身を表現するような想いのポーズをとることができます。

当日の様子

5月21日 人権擁護委員 功績をたたえて ● 全国人権擁護委員連合会長表彰状を授与 ●



人権擁護委員は人権尊重の各種啓発、皆さんの家庭や近隣とのもめごとの相談など、地域に密着した様々な活動をおこなっています。5月に多年にわたり人権擁護委員を続けている長末和子さんがその功績がたたえられ、全国人権擁護委員連合会長表彰状を授与されました。

なお、毎月第3水曜日・午前9時から正午の間、住民センター2階第2・3研修室にて「人権・行政相談日」を実施しています。相談は無料で、秘密は厳守されますので気軽に相談してください。

◆問合せ 人権推進課 電話26-4024

令和2年度の最終予算についてお知らせします

一般会計予算 68億9千2百万円
 (781,229円) ()内は令和2年度一人あたりの予算額
 【令和3年3月末現在 人口 8,822人】

みんなのふるさと糸田町
 問合せ 総務課 財政係
 電話26-1231



糸田町複合施設(仮称) 名称を募集します!!

応募点数 一人1点まで
 町内・町外を問わず、どなたでも応募できます。

問合せ 糸田町教務課 学校教育係 電話0947-26-3788

※画像はイメージ図です。実際の完成と異なる場合があります。

収入

町税 (町民税、固定資産税など) 5億3千4百万円 (60,531円) 7.8%	地方交付税 (国税として納められた後、町の財政状況などに応じて国から交付されるお金) 23億4千6百万円 (265,926円) 34.0%
国庫支出金 (国から交付される補助金など) 20億5百万円 (227,273円) 29.1%	県支出金 (県から交付される補助金など) 3億9千6百万円 (44,888円) 5.7%
町債 (事業などをおこなうために借りる町の借金) 4億6千万円 (52,142円) 6.7%	その他・諸収入 (使用料、手数料、貸付金元利収入、前年度繰越金など) 11億5千1百万円 (130,469円) 16.7%

支出

総務費 (戸籍、庁舎管理、財政、選挙などの経費) 15億4千5百万円 (175,130円) 22.4%	民生費 (老人・障害者福祉、保育所などの経費) 18億7千6百万円 (212,650円) 27.2%
衛生費 (ゴミ・し尿処理、町民の健康管理などの経費) 10億6千3百万円 (120,494円) 15.5%	農林商工費 (農業・観光などの経費) 2億9千1百万円 (32,986円) 4.2%
土木費 (道路、町営住宅の整備などの経費) 4億7千9百万円 (54,296円) 7.0%	教育費 (小・中学校、社会教育などの経費) 5億8千9百万円 (66,765円) 8.5%
公債費 (町債の返済などの経費) 4億6千万円 (52,143円) 6.7%	その他 (議会、労働、消防などの経費) 5億8千9百万円 (66,765円) 8.5%

地方債現在高の状況

《令和2年度末》

区分	金額
普通会計債	51億 6百万円
公営企業債	1億4千1百万円
計	52億4千7百万円(594,763円)

町税の状況

《令和2年度最終予算》

税目	予算額	比率
町民税	2億6千1百万円	48.9%
固定資産税	2億2千7百万円	42.5%
軽自動車税	2千9百万円	5.4%
町たばこ税	2千 万円	3.2%
計	5億3千4百万円(60,530円)	100%

企業会計の状況

《令和2年度最終予算》

	町立病院事業会計
収益的収入	7億9千4百万円
収益的支出	8億2千4百万円
差引	△3千 万円
資本的収入	1億7千9百万円
資本的支出	8千2百万円
差引	9千7百万円

■ 作品内容

- ①体育館・文化センター・児童館・老人陶芸教室などが施設内に設置されます。それらが一体となるようなイメージができるもの。
- ②応募者自身が創作した未発表のもので、ほかの著作物などを使っていないもの、真似をしていないものに限りです。

■ 応募方法

町内公共施設に置いている応募用紙については、ホームページからダウンロード、E-mail、FAX、はがき、封書などで、①名称(ふりがな)・名称の説明(理由・意味など100字以内)、②応募者自身の氏名(ふりがな)、③郵便番号・住所、④年齢、⑤電話番号を必ず明記のうえ、下記の応募宛先へ郵送していただくか、教務課学校教育係または社会教育係へ持参ください。

- 応募締切 8月31日(火)まで(当日消印有効)
- 応募宛先 〒822-1392
福岡県田川郡糸田町1975-1
糸田町教務課 学校教育係
FAX 0947-26-1651
E-mail: gakyou@town.itoda.lg.jp

■ 最優秀賞1点 賞金3万円

(未成年者の場合は、保護者へ振込み)
 ※同名の応募者が2人以上の場合は抽選。

■ その他

最優秀賞作品を採用作品としますが、必要に応じて採用作品の略称などの使用を相談する場合があります。採用作品に関する著作権などの一切の権利は、本町に帰属するものとします。応募用紙などは返却しません。また、応募に係る費用は応募者の負担とします。

■ 選考方法

糸田町複合施設名称選考委員会において選考し、最優秀賞作品を決定します。

■ 結果発表 10月下旬(予定)

最優秀賞受賞者に直接通知するほか、本町のホームページなどで結果を発表します。

応募作品に著作権などに関する問題が発生した場合は、すべて応募者の責任となります。採用作品がほかの権利を侵害すると判明した場合は、その結果発表後であっても採用を取り消すものとします。また、他者の権利を侵害するおそれがあると認められる場合も採用を取り消すものとします。応募に関係する個人情報については、この事業以外の目的では使用しません。ただし、最優秀賞受賞者については、採用作品とともに氏名・住所地(市町村名)を報道や本町ホームページ、広報誌などで公表します。



CHECK 1

入院など病院代が気になる人へ

「限度額認定証」の申請は済んでいますか？

「限度額認定証」とは、世帯ごとに応じた1か月あたりの窓口負担上限額を証明するもの。保険証と一緒に病院へ提示すれば、入院や手術でいくら高額な医療費がかかっても、上限額までしか請求されないの窓口負担が抑えられます。

発行対象は下記参照。保険証が認定証を兼ねる世帯もあるので、事前に問合せください。

発行対象

- ① 70歳未満
- ② 70歳以上で現役並みⅠ・Ⅱ
- ③ 70歳以上で低所得Ⅰ・Ⅱ

①～③のいずれかに該当して、かつ完納世帯であること

必要書類

- 保険証
- 証明が必要な人のマイナンバー
- 別世帯の人が来る場合は委任状



CHECK 2

毎月の病院代が高い人へ

高額療養費の払い戻しは利用していますか？

高額療養費とは、1か月にかかった病院代が限度額を超えたときに払い戻しを受けられる制度です。限度額は年齢や世帯ごとに異なるので事前に問合せください。なお、払い戻しが決定しても滞納があれば保険税に充ててもらいます。

【払い戻しの案内通知を2か月ごとに郵送中】

5,000円以上の支給見込み世帯には、2か月ごとに案内を郵送しています。なお、通知が届かなくても対象になる場合があるので、毎月自分で領収書を確認してください。申請に必要な書類は下記参照。

必要書類

- 保険証
- 病院の領収書
- 受診した人のマイナンバー
- 印かん(認め印)
- 世帯主名義の通帳

申請期限

- 診療月から2年間

新型コロナウイルス感染症関連情報

◆保険税の減免など

新型コロナウイルス感染症の影響による事業の休業・失業などを理由に著しく収入が減少して保険税を納めることが困難になった人は、申請して要件に該当すれば保険税の減免を受けられます。必要書類などは事前に問合せください。申請は納期限前にお願いします。

◆傷病手当金

支給要件や必要書類を本町ホームページに掲載しています。QRコードを読み込み、内容を確認してください。



国民健康保険

問合せ 健康福祉課 電話 26-1241

▶ 保険証の更新 その1

7月中に世帯へ書留郵送 新しい保険証は8月から使えます！

国保加入者分の保険証が一人1枚ずつそろっているか、住所・氏名・生年月日など内容を確認してください。誤りがあった場合は連絡をお願いします。また、ジェネリックシール(後発医薬品を希望する表示)を同封しますので、保険証やケースに貼って利用ください。

有効期限を過ぎた保険証は役場に返却するか、自分で破棄するなど適正に処分をお願いします。なお、新保険証は身分証明にもなるので紛失しないよう取扱いに十分注意しましょう。



保険証の更新や
限度額について

保険証の裏には
臓器提供意思表示欄

記入は任意。記入したら台紙付属の保護シールを上から貼ってください。

【保険証有効期限】



令和4年

7月31日(日)まで

- 70歳になる人は誕生月末まで
- 75歳になる人は誕生日前日まで
- 未納がある世帯は下記その3参照

▶ 保険証の更新 その2

7月中は郵便局 8月以降は健康福祉課へ

書留で郵送するため、郵便配達時に不在で受け取れなかった場合、保険証は郵便局で一時保管されます。投函された「郵便物お預かりのお知らせ」の連絡先に問合せください。8月以降は健康福祉課に連絡してください。窓口で受け取る際は、本人確認のため免許証などの身分証明書が必要です。

代理人の場合は委任状も用意してください。



▶ 保険証の更新 その3

分割納付中・滞納がある世帯は短期証

期限の短い短期保険証を郵送します。対象は5月末時点で滞納がある世帯です。完納していなくても18歳未満の子どもがいる世帯は健康福祉課窓口に来てください。子ども分のみ有効期限を令和4年1月末に更新します。

短期保険証が交付された後に完納したときは、短期保険証と納付確認のための領収書を健康福祉課窓口を持参してください。



条例の主な内容

1 目的について

部落差別のない糸田町を実現することを目的としています。

2 町の責務について

国及び県との連携を図りつつ、部落差別の解消に関する施策を講じていきます。

3 町民の役割について

町民は、お互いの基本的人権を尊重し、部落差別を解消するための町の施策に協力し、部落差別の解消に努めます。



平成28年に国が「部落差別解消法(部落差別の解消の推進に関する法律)」を施行し、日本の法律で「部落差別」という言葉が初めて使われました。本町においても、令和2年3月に「糸田町部落差別の解消の推進に関する条例」が制定されています。

人権問題の解決に向け

「差別はすべて人によって作られたもの」ならば、人によってなくすることもできるはずですが。

同和問題をはじめとするあらゆる人権問題を解決するためには「わたしには関係ない(わからない)」と放置するのではなく、正しい知識を学ぶことが重要です。

皆さんの協力・行動がなければ差別はなくなっていくみません。一人ひとりがしっかりと向き合い、社会から差別をなくしていきましよう。

糸田町人権推進課 / 糸田町人権・同和教育推進協議会

令和3年4月1日より人権推進課を新設しました

今後、広報誌での掲載が人権を尊重する精神を養うきっかけとなり、現在の人権問題について、皆さんに関心と理解を持っていただけるきっかけとなるよう、取り組んでいきたいと思っております。

「人権を尊重する精神に涵養な町を推進していく(2月号広報より)」ための業務の一環として、毎月広報誌の掲載を予定しています。さて、涵養とはどのような意味を指すのか?と疑問に思ったため調べてみると、意味は「水がしみこむように養う。無理のないようにゆつくりと養い育てること」とのことでした。



差別のない明るいまちづくりを

7月は「同和問題啓発強調月間」です

●問合せ● 人権推進課 電話26-4024

私たちは、それぞれ異なった環境に生まれ、たった一度の人生を精いっぱい生きています。そんな中、生まれた環境は本人の意思ではどうしようもないことなのに、特定の地域に生まれ育ち、暮らしているということだけで憲法において保障された基本的人権を侵害されている事実があります。また、就職・結婚といった誰もが平等に持つていくはずの権利が、本人の責任ではない不当な理由で傷つけられている人がいます。

福岡県では、同和問題の早期解決を目指し、毎年7月を「同和問題啓発強調月間」と定めています。期間中は県内すべての市町村で、同和問題に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動を実施されています。

同和問題とは

日本の歴史の中で形づけられた身分制度により、一部の人々は長い間、住む場所、職業、結婚、交際、生活のあらゆる面で厳しい制限を受け、差別されてきました。

同和問題は「同和地区」「被差別部落」などと呼ばれる地域の出身であることや、そこに住んでいるというだけで、日常のさまざまな場面で差別を受ける問題を言い、現在も残っている重要な問題です。

期間中の取り組み

- ・啓発タオルの配布
 - ・のぼり旗などの設置
- など様々な啓発活動に取り組みます。
- ※今年度の「同和問題啓発強調月間講演会」は、新型コロナウイルス感染症対策として中止します。

正しい知識と情報で行動しよう
新型コロナウイルス感染症に関する**不当な偏見や差別は許されません**

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、不安や偏見から感染者、濃厚接触者、医療従事者やその家族などへの誹謗中傷やいじめだけでなく、接種が進んでいるワクチンについても、差別的な対応といった人権侵害がおきています。

感染症の治療にあたった医療関係者が職場で「ばい菌」扱いされる



子どもが保育園への登園自粛を求められる

ワクチン接種を拒否したがために、家族が勤め先から出勤を見合わせるよう指示を受ける

ワクチン接種を強要されるなどの事案が報道されています。

新型コロナウイルス感染症の発症や重症化を予防するため、新型コロナウイルスワクチン接種を進めています。ワクチン接種は任意ですが、ワクチンの効果と副反応リスクについての理解、同意し、自らの意思で受けることができるだけ接種を受けてください。



確かな情報に基づき冷静な判断、行動をしよう!!

インターネットやSNSなどで流れている情報のすべてが真実とはかぎりません。誤った情報により不安や恐れが大きくなったり、差別や偏見を助長してしまう可能性もあります。どの情報が真実なのかをしっかりと見極めて行動をしましょう。



**お互いを尊重し助け合おう
気持ちをもちましよう!!**

不安な気持ちを抱くのはすべての人が同じです。お互い助け合うことで今の現状を乗り越えることが重要です。不安な気持ちを抱きながら、ウイルスの最前線に戦っている人も多くいます。そのような人たちに偏見をもつのではなく「ありがとう、お疲れ様」の感謝の気持ちをもち、皆さんでこの危機を乗り越えましょう。



子どもの人権110番
電話0120-0071110
平日 午前8時30分～午後5時15分

みんなの人権110番
電話0570-0031110
平日 午前8時30分～午後5時15分

くらしの情報館について
掲載している情報は6月現在です。新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響で、変更もしくは中止となる場合があります。お問い合わせ先へ連絡をお願いします。



本町災害情報のお知らせ

本町の災害情報は、防災無線のほか左記のサービスもあります。ぜひ利用してください。

- ◆**糸田町防災情報メール**
メールアドレスを事前に登録することで、防災情報がメールで受信できます。
登録用アドレス
t-itoda@sgr.jp
- ◆**空メールを送信して、登録**
してください。
- ◆**登録無料(通信料有料)**
- ◆**テレホンサービス**
防災無線が聞き取りにくい場合、電話で確認できます。

- ◆**登録無料(通信料有料)**
- ◆**テレホンサービス**
- ◆**電話0800-2001284**
- ◆**電話0947-2611261**
- ◆**電話0947-2611261**
- ◆**電話0947-2611261**
- ◆**電話0947-2611261**

◆**糸田町ホームページ**
防災情報などは、本町ホームページからも確認できます。
ホームページアドレス
http://www.town.itoda.lg.jp/
問合せ 防災管財課
電話26-11232

介護保険負担限度額認定証申請の更新手続き

介護保険施設を利用する際の食費と居住費の負担を軽減する負担限度額認定証の有効期間は令和3年7月31日(土)までです。引き続き必要な場合は、更新申請をしてください。

- ◆**対象者**
老齢福祉年金受給者、生活保護の受給者、本人・配偶者・世帯全員が非課税の人で、預貯金などの合計が基準額以下の人。
- ◆**申請期限** 7月30日(金)まで
- ◆**必要書類**
申請書、同意書およびすべての通帳の写し。
- ◆**配偶者がいる場合は配偶者の同意書、印かんあおよびすべての通帳などの写し。**
- ◆**提出先・問合せ**
健康福祉課
電話26-11241

- ◆**福岡県介護保険広域連合**
田川・桂川支部
電話49-11093

はかりの定期検査のお知らせ

計量法に基づき「はかり」の定期検査を実施します。取引・証明に使用する「はかり」は必ず検査を受けてください。「はかり」の種類などにより料金に異なりますので、詳細は問合せください。また、検査対象の有無が不明な人は一般社団法人福岡県計量協会に問合せください。

- ◆**日時** 8月31日(火)
午前10時～正午
午後1時～午後3時
- ◆**場所** 役場 職員駐車場
- ◆**問合せ**
一般社団法人
福岡県計量協会
電話092-193912945

福岡県若年性認知症サポートセンター

福岡県では、若年性認知症の人やその家族を対象に、医療・福祉・就労などに関して、電話または面談(要予約)による無料相談を実施しています。秘密は厳守します。気軽に電話してください。

- ◆**相談日時**
火～土曜日
午前10時～午後4時

**“社会を明るくする運動”
犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ**



7月は「社会を明るくする運動」の強調月間です。社会を明るくする運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

近年、再犯者による犯罪の割合の増加が深刻な問題として社会の重大な関心事になっていきます。刑法犯の認知件数は平成14年をピークに、年々減少傾向にあるものの、SNSなどに起因した犯罪被害に遭う児童は後を絶たず、大きな社会問題となっています。

福岡県内の少年非行情勢は、刑法犯少年の検挙補導人員などが減少傾向で推移する反面、大麻乱用少年の検挙補導人員や児童虐待による通告児童数は年々増加しており、少年問題は「非行」と「被害」の両面において、依然として憂慮すべき状況にあります。

犯罪や非行が生まれるのは地域社会であり、また罪を犯した人や非行をした少年の更生を促す場も地域社会にほかなりません。そして、その更生を実効あるものとするためには、本人の意欲と併せ、本人を取り巻く地域社会の理解と協力が不可欠です。

今回も、本運動の名称を「社会を明るくする運動」から「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」といたしました。

住民の皆さんが、地域環境の浄化に心がけるとともに、罪を犯した人たちが非行をした少年の立ち直りを温かい目で見守りつつ、援助の手をさし、明るい社会を作りましょう。
田川保護区保護司会

相談場所
高齢者自立支援センター内
(行橋市)

◆**予約・電話相談・問合せ**
若年性認知症サポートセンター
電話0930-2612370
ホームページ
https://www.jakunenfukuoka.com



福岡県認知症介護相談窓口

福岡県では、認知症の人やその家族が抱える認知症に関する介護の悩みに対して、電話または面談(要予約)による無料相談窓口を開設しています。秘密は厳守します。気軽に相談してください(電話の場合、通常の通話料金がかります)。

- ◆**相談日時** 水・土曜日
午前11時～午後4時
- ◆**面談場所** クローバープラザ
(春日市)
- ◆**予約・電話相談・問合せ**
福岡県認知症介護相談窓口
電話092-574-0190
ホームページ
https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/ninchisyousoudan.html

「指定希少野生動植物種」に20種を指定

希少野生動植物種の保護により、生物多様性を確保し、人と野生動植物とが共生する豊かな自然環境を次代に継承することを目的に制定した「福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例(令和3年5月1日施行)」第9条に基づき、特に保護が必要なキビトリシズカヤマラサキ、コバンムシなど20種を「指定希少野生動植物種」に指定しました。

指定希少野生動植物種は捕獲、所持、陳列・広告などに規制があり、罰則が適用される場合があります。

また、指定希少野生動植物種が指定される前にその種を捕獲などし、指定の際、現に所持している場合は、知事への届出が必要で。

- ◆**問合せ**
福岡県環境部自然環境課
電話092-16433367
ホームページ
https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kisyousyu-jyurei.html



自衛官など採用試験案内

- ◆第2回 一般曹候補生(1次) (一般隊員)
 - ◆受付締切日 9月6日(月)まで
 - ◆試験日(予定) 9月18日(土)
- ◆第3回 自衛官候補生(筆記) (任期制隊員)
 - ◆受付締切日 9月6日(月)まで
 - ◆試験日(予定) 9月18日(土)
- ◆航空学生(1次) (パイロット)
 - ◆受付締切日 9月9日(木)まで
 - ◆試験日(予定) 9月20日(月・祝)



【自衛官など募集 説明会案内】

自衛隊福岡地方協力本部飯塚地域事務所では、説明会を随時開催しております。
※個別説明、出張説明も可能です。気軽に問合せください。

◆問合せ
自衛隊福岡地方協力本部
飯塚地域事務所
電話0948-22-4847

職業訓練生募集

◆科目・定員
【通常訓練】
▼ものづくり溶接科…15人

【ビジネススキル講習付き】

- ▼ものづくりCAD科
NCCコース…3人
- ▼ビル管理技術科…4人
- ▼住宅リフォームCAD技術科…4人
- ▼建設機械科…4人
- ◆募集期限 8月10日(火)まで
- ◆訓練期間
【通常訓練】
9月2日(木)～
令和4年2月28日(月)
- 【ビジネススキル講習付き】
9月2日(木)～
令和4年3月30日(水)
- ◆選考日 8月18日(水)
午前9時～
- ◆結果発表 8月23日(月)
- ◆受講料 無料
- ◆受講料 無料
※教科書・作業服などの費用は自己負担。
- ◆申込先
住所を管轄する公共職業安定所(ハローワーク)
- ◆問合せ
ポリテクセンター飯塚
電話0948-22-4988



裁判所職員採用試験案内

◆裁判所職員採用一般職試験(裁判所事務官、高卒者区分)
◆インターネット受付期間
7月6日(火)午前10時～
15日(木)まで(受信有効)

◆郵送受付期間

7月6日(火)～9日(金)まで(当日消印有効)

◆試験日 9月12日(日)
※受験資格などの詳細は、裁判所ウェブサイトもしくは最寄りの裁判所で配布する受験案内を確認してください。
◆裁判所ウェブサイト
<https://www.courts.go.jp/saiyo/index.html>

◆問合せ
福岡地方裁判所事務局
人事課任用係
電話092-981-6942

司法書士による相続・遺言相談会

相続登記や遺言書の作成のほか、不動産の名義変更、成年後見制度や借金問題、貸借トラブルなど日常生活で生じる法律問題について司法書士が相談に応じます。

◆日時 8月1日(日)
午前10時～午後4時

◆相談電話番号
0570-783-544
※予約不要、当日相談電話番号までかけてください。

◆問合せ
福岡県司法書士会 事務局
電話092-722-4131
(平日) 午前10時～午後4時



夏休み子ども自然観察会 in 碓井琴平公園

筑豊地区地域環境協議会では、身近な自然との触れ合いを通して自然環境の大切さや生物多様性を学ぶ「夏休み子ども自然観察会」を碓井琴平公園(嘉麻市)で開催します。

観察会では、生き物に詳しい先生がいるいるな生き物の不思議さや大切さを体感してみませんか?多数の申込みをお待ちしています。

◆日時 8月1日(日)
午前9時～正午
午前8時45分から(受付開始)

◆集合場所 碓井琴平公園
※織田廣喜美術館の向かい側、琴平山の麓に位置する公園です。

◆対象者 県内在住の小学生(保護者同伴)

◆定員 20人(先着順)

◆参加費 無料

◆申込期間
7月7日(水)～13日(火)まで
※申込方法は、FAXまたはE-mailで申込み。詳細は問合せください。

◆申込み・問合せ
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 地域環境課

電話0948-21-4975
FAX0948-23-4162
E-mail: kahokurate@he
@pref.fukuoka.lg.jp



平成筑豊鉄道からのお知らせ

平成筑豊鉄道では、お客さまに安心して利用いただけるよう、様々な感染対策を実施しています。

◆新型コロナウイルス感染症防止の取り組み
▼列車は換気装置により、常時空気を入れ替えをおこなっています。
▼列車内の座席、手すり、つり革などには抗菌コーティングをおこなっています。
▼乗務員は出勤時の検温など、体調管理をおこない、乗務中はマスクを着用しています。

◆お客さまへのお願い
▼列車に乗車する際はマスクの着用にご協力ください。
▼列車内での会話はお控えください。
▼咳エチケットや手洗いなどの感染対策にご協力ください。

◆感染防止対策は「鉄軌道事業における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン」に基づき実施しています。



◆1日乗車券の特典

「ふじ湯の里(福智)」「日玉の湯(福智)」「源じいの森温泉(赤村)」の入湯料が無料。
※入湯はいずれかの温泉施設1回のみです。「ちくまるキップ」を温泉受付けで提示してください。

◆料金 大人1000円
子ども500円

※ファミリー特典あります。
土・日曜日、祝日、振替休日および年末年始(12月30日～1月3日)は大人用キップで(大人一人・小学生一人)、子ども用キップで(小学生二人)が一緒に乗車できます。

◆有効日 利用当日限り

◆販売場所 列車内

◆問合せ
平成筑豊鉄道株式会社
電話22-1000



企画展「福岡県政150年」第2部 アジアのなかの福岡へ

福岡県が誕生して、今年で150年。県政150年の歩みを「公文書」で振り返ります(観覧無料)。



◆問合せ
福岡共同公文書館
(福岡県立公文書館・福岡県市町村公文書館)
電話092-919-6166
FAX092-919-6168
ホームページ
<https://kobunsyokan.pref.fukuoka.lg.jp/>

マイナンバーカードの休日臨時受け取り窓口を開設します!!

勤務などで平日にマイナンバーカードを受け取ることができない人などを対象に、令和4年3月までの間、臨時受け取り窓口を開設します。

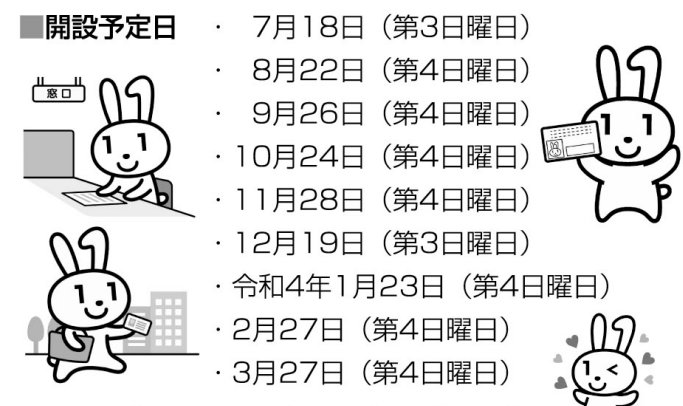
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**完全予約制**となります。受け取りを希望する人は、**必ず電話で予約(開設予定日の3日前まで)が必要です。**

※予約がない場合は窓口を開設しません。

※マイナンバーカード交付以外の業務には対応できません。



- ◆開設予定日
 - ・7月18日(第3日曜日)
 - ・8月22日(第4日曜日)
 - ・9月26日(第4日曜日)
 - ・10月24日(第4日曜日)
 - ・11月28日(第4日曜日)
 - ・12月19日(第3日曜日)
 - ・令和4年1月23日(第4日曜日)
 - ・2月27日(第4日曜日)
 - ・3月27日(第4日曜日)
- ◆開設時間 すべて午前8時30分～正午
※午後の受け取りを希望する人は相談してください。
- ◆開設場所 役場 税務町民課 戸籍係窓口
- ◆予約先 税務町民課 戸籍係 電話26-1235

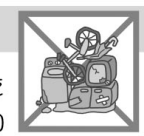


STOP 不法投棄は犯罪です!

家庭廃棄物・産業廃棄物を決められた場所以外に投棄すると、法律により1,000万円以下の罰金または5年以下の懲役に処されます。

不法投棄の現場を見かけた人は、田川警察署または税務町民課 環境衛生係に連絡してください。

◆田川警察署 生活安全課 電話42-0110
◆税務町民課 環境衛生係 電話26-1235



道の駅いとおじゅんち通信

7月第3日曜日のイベントは新型コロナウイルス感染症の感染および拡大防止のため、中止となりました。

◆問合せ 道の駅いとおじゅんち
電話26-2115

やすらぎ

社会福祉協議会では寄せられた一般の募金や香典返し、赤い羽根共同募金配分金により糸田町の地域福祉事業をおこなっています。寄付は社会福祉協議会事務局で受け付けています。

寄付・寄贈の受付先
糸田町社会福祉協議会 糸田町社会福祉センター内(役場横)
電話26-4540 FAX26-3666

令和2年度 糸田町社会福祉協議会 で使われた費用をお知らせします

支出総額
1億2,075万円

本町から委託を受けている福祉サービス費 7,179万円

内訳：児童館、学童クラブ、社会福祉センター、老人作業所、文化会館にかかる人件費と運営費、地域交流拠点推進事業

財源：町からの委託料、事業収入、負担金収入



法人運営費 4,282万円

内訳：事務局人件費・運営費、福祉バス運行事業費、広報費

財源：町からの運営補助金など



県委託事務費 81万円

内訳：生活福祉資金貸付事務費、日常生活自立支援事業費

財源：県社会福祉協議会からの委託料

介護保険事業費 432万円

内訳：居宅介護支援事業の人件費と運営費

財源：事業収入



本会独自事業費 76万円

内訳：小地域活動推進、ボランティア活動の推進、福祉団体活動支援

財源：皆さんの香典返しなど



△ 敬老御祝タオル

共同募金配分金事業費 25万円

内訳：老人福祉活動、児童青少年活動、住民福祉活動、障がい児者福祉活動

財源：赤い羽根共同募金



△ グラウンドゴルフ



△ 福祉教育教材の配布



健康ひろば

kenkouhiroba

日々の暮らしに役立つ健康だより



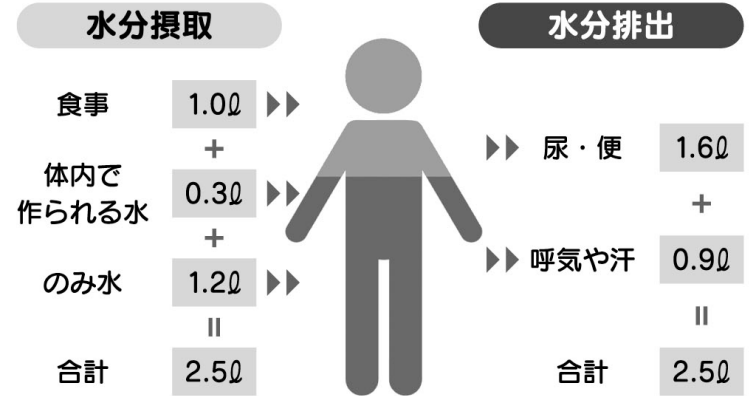
脱水症に気をつけましょう

■問合せ 保健センター 電話49-9020

夏になり、たくさん汗をかく時期になりました。汗をかくと身体の水分が減り、脱水症がおきやすくなります。脱水症になると、乾燥や気管支炎・便秘・失神・脳梗塞や心筋梗塞のリスクが高くなることもあります。脱水症にならないためにも以下のことに気をつけましょう。

◆1日にとるべき水分の量について

毎日、体から出ている水分は約2.5L(500mLペットボトル5本分)とされています。脱水症にならないためには、出ている量と同じ量の水分をとらないといけないのです。私たちは、飲み水以外からも水分を摂取しています。食事や体内で作られる水も含めて、水分を摂取しています。汗をかいて水分が出たり、水分の摂取量が減ると脱水症になってしまいますので、しっかり水分補給をしましょう。



◆脱水症のサイン

- ①のどが渇いたとき
- ②皮膚や唇が乾燥しているとき
- ③嘔吐・下痢をしたとき など

◆脱水にならないために

水やお茶だけでなく、スポーツ飲料(経口補水液)なども活用しましょう。スポーツ飲料には、電解質というものが入っており、この成分が身体の水分を蓄えやすくしてくれます。



ただし、必要以上に飲んでも効果はありませんので、運動したとき・外で作業したとき・必要以上に汗をかいたときなどに飲むようにしましょう。

◆大切なこと

水分補給はこまめにしましょう。脱水症になってからより、ならないように予防しましょう。



夏になりやすい脱水症ですが、年中なることがありますので注意しましょう。

小児科の取り組みについて

■問合せ 糸田町立緑ヶ丘病院
電話26-0111

新型コロナウイルス感染症が出現して1年以上が経ち、最近では感染力の強い変異株の出現で、感染者が増えている状況です。



そのため当院小児科は、さらなる感染対策の徹底を図っています。

発熱・咳・鼻汁・下痢・咽頭痛や味覚障害などの症状がある場合は、感染室で診察しています。

また、症状がでない感染者もいるので、マスクが出来ない場合は、感染室に入っていたら、ほかの子とも隔離して診察しています。

乳児健診や予防接種も、一人ずつ別の部屋でおこなっており、ほかの患者さんと接触しないようになっています。

また、どうしても受診を控えたいという人は、初めての場合同様、薬のみの処方も必要に応じて対応しています。

ご質問などありましたら、小児科外来に気軽に相談してください。



7月 保健センター行事予定

◆会場/保健センター

4か月児～5か月児健診

♥対象児/令和3年1月11日～
3月7日生まれ
♥日にち/7月7日(水)
♥受付/午後0時45分～
午後1時20分

びよびよ教室(2か月児健康相談)

♥対象児/令和3年4月11日～
5月8日生まれ
♥日にち/7月8日(木)
♥受付/午前9時45分～
午前10時

すくすく教室

♥対象児/令和2年5月20日～
7月21日生まれ
♥日にち/7月21日(水)
♥受付/午前9時45分～
午前10時

1歳6か月児～1歳8か月児健診

♥対象児/
令和元年10月28日～
令和2年1月26日生まれ
♥日にち/7月28日(水)
♥受付/午後0時45分～
午後1時20分

◆問合せ 子育て支援課

電話26-1233

新型コロナウイルス感染症の影響にて、健診および教室が変更になる場合があります。駐車場などの混雑が予想されますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

こころの健康相談窓口日程

◆日時 7月16日(金)
午前9時～午後5時
※相談は予約制です。まずは保健センターに問合せください。
◆問合せ 保健センター
電話49-9020

◇社会福祉協議会
倉智 英彦
有松 猛
河野スエ子
上田 節夫
安村秋太郎

◇寄付ありがとうございます
倉智 浩子
有松ヨシ子
原 法久
上田 和江
安村ヒロミ

地域おこし協力隊コラム

こんにちは。糸田町地域おこし協力隊の松元です。すっかり暑くなりましたね。これから本格的な夏を迎えますがいかがお過ごしでしょうか。暑いと食欲も減るし冷たい物ばかり食べがちですが、しっかりと栄養のある物を食べて乗り切りたいですね。

さて、今日は皆さんに報告があります。私ごとで大変恐縮ですが、6月30日をもって糸田町地域おこし協力隊を退任することになりました。関係者および町民の方々には、大変お世話になりましたことをこの場を借りて感謝申し上げます。2019年12月、縁もゆかりもない糸田町にやってきました。当初は馴染めるか心配でしたが、本町の方々も右も左も分からない私を温かく迎え入れてくれました。時には夕食をご馳走になったり、地域の行事に参加させていただいたり…糸田の人たちの人柄の良さを身にしみて感じる事ができました。また、人だけでなく糸田の景色や食べ物にも大変感銘を受けました。あまおうをふんだんに使用したいちごジャムや、金山アジサイ・サクラ園など、町外に誇るこのできるコンテンツが多くあることも本町に住んでみて初めて知ることができました(コロナの影響で糸田祇園山笠を見る事ができなかったことは残念です…)。約1年半という短い期間ではありましたが、とても楽しく活動することができました。今後子ども食堂の活動など本町に来る機会が多いので、ぜひ見かけたら声をかけてくれると嬉しいです。拙文ではありますが、これで退任の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました！

地域おこし協力隊 吉田
電話：23-2017
http://www.facebook.com/itodaokoshi/



子育て支援室 7月のイベント

- ★親子ふれあい教室 7月1日(木)・8日(木)・13日(火)・29日(木)
- ◎午前10時30分～午前11時30分 子育て支援室(すまいる)
- ★発育測定・発育相談 7月14日(水) 午前10時～正午
- ★ベビー・キッズマツサージ 7月30日(金) 午後1時～午後3時
- ◎子育て支援室(すまいる) 7月15日(木) 午前10時30分～午前11時30分
- ◎子育て支援室(すまいる) 7月16日(金) 午前10時30分～午前11時30分
- ◎子育て支援室(すまいる) 7月21日(水) 午前10時30分～午前11時30分
- ◎子育て支援室(すまいる) 7月22日(木) 午前10時30分～午前11時30分
- ◎子育て支援室(すまいる) 7月23日(金) 午前10時30分～午前11時30分
- ◎子育て支援室(すまいる) 7月28日(水) 午前10時30分～午前11時30分
- ◎子育て支援室(すまいる) 7月29日(木) 午前10時30分～午前11時30分
- ◎子育て支援室(すまいる) 7月30日(金) 午前10時30分～午前11時30分


※新型コロナウイルス感染症防止のため、中止する場合があります。

シリーズ糸田町の文化財のは・な・し 第241話

小学校の総合的学習(3・4年生)に行ってきました

小学校で、5月21日と6月4日に実施した総合的学習について紹介します。内容は、本町のお祭り・昔からの町の様子・炭鉱について学習しました。本町のお祭りを調べるといった内容では、動画や写真などの古い資料を説明し、その後3・4年生が準備した質問を受けました。授業時間いっぱい質問が続き、お祭りや地元への関心がとても強く感じ、うれしく思いました。

ご意見・ご感想・ご要望などがありましたら、教育委員会 社会教育係(電話26-0038) 担当 岩熊まで



人権・行政相談日

●日時 7月21日(水)
毎月第3水曜日
午前9時～正午

●場所 住民センター2階
第2・3研修室

●問合せ 人権推進課 電話26-4024


※相談の際は、マスクの着用をお願いします。なお、新型コロナウイルス感染症防止のため、中止する場合があります。

本町の事故件数 5月

▶交通事故 1件(-5)※()内は先月比

▶問合せ 田川警察署 電話42-0110

▶スマホで防犯!「みまもっち」



税の納期限 8月2日(月)です

■固定資産税 第2期
■国民健康保険税 第1期

防災係 もしものときに備えて Vol.58 避難情報が変わりました!

警戒レベル	5	災害発生または切迫	新たな避難情報など	緊急安全確保
	4	災害のおそれが高い		避難指示
	3	災害のおそれあり		高齢者等避難
	2	気象状況悪化		大雨・洪水・注意報
	1	気象状況悪化のおそれ		早期注意報

◆レベル3 避難に時間のかかる高齢者や障がいのある人は、危険な場所から避難しましょう。

◆レベル4 危険な場所から全員避難しましょう。避難勧告は廃止されました。《警戒レベル4までに危険な場所からは必ず避難しましょう!》

◆レベル5 すでに安全な避難ができず、命が危険な状況です。

避難情報は、県や気象庁などの情報を基に本町が発令します。防災無線、エリアメールやテレビのテロップなどで確認できます。自宅や現在いる場所が浸水や土砂災害の危険性がなければ、その場所に留まり安全を確保することも可能です。風水害に備え「糸田町ハザードマップ」で再確認しておきましょう。防災活動については「糸田町の防災ガイドブック」を参考にしてください。

◆防災についての問合せ 防災管財課 電話26-1232

年金だより 国民年金保険料の免除制度

経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合は、申請により保険料が免除・猶予される場合があります(すべての人が対象になるわけではありません)。令和3年度分の受付は、7月1日(木)から始まり、7月13日(火)から29日(木)まで、忘れずに手続きをお願いします。

免除の種類

- 免除の申請をすれば、本人・世帯主・配偶者それぞれの前年所得が基準額以下である場合に限り、所得に応じて全額免除や一部免除が承認されます。50歳未満の人は、本人と配偶者の所得が基準額以下であれば、受給する年金額には反映されません。
- なお、2年度を過ぎて追納すると当時の保険料に一定の加算額が加わります。

問合せ 直方年金事務所 電話0949-22-0891
ねんきんダイヤル 電話0570-05-1165
健康福祉課 国民年金係 電話26-1241

月曜句会 吉積漫歩選

雨よけの傘に守られ 緋の牡丹
母の日の 園児が描く 母の顔
小宮 ももえ

新茶汲む 女侍の肘の 白さかな
柿若葉 萌えて遠望美しく
杉本 みどり

赤子抱き 矢車の音からからと
夏場所の 夫の楽しみ 小兵力士
立花 一枝

夏霞 本州望む 皿倉山
坂の上ははらりと落つる
吉田 容子

隣保館俳句教室

草叢の 薊四辺を 睥睨し
口石恭 則

牡丹苑 雨のなき日も傘さして
袷着てひととき憩ふ 雨あがり
日高 孝

新茶汲む 話が弾む者同志
良き日和 続き裏英彦 麦の秋
選者 吟

コロナ禍や 早々と来し 梅雨の入り

一人居や たずね来る人 夏暖簾
山下直美

一匹の 蛾を遊ばして 独りの夜
堀 ひろ子

純白の 麗しき花 胡蝶蘭
井上 吐詩生

鮮やかな 日傘日傘や 交差点
豊福長生

街路樹を 真っ直ぐに夏
来たりけり

久良知 一

糸田町 プレミアム地域 商品券



660万円分販売(600冊)
一人あたり5冊まで
購入いただけます

有効期限 7月26日(月)～12月31日(金)まで

1冊 販売価格 10,000円

500円券×22枚
計11,000円

プレミア率
10%

事前申込みによる予約販売

※応募者多数の場合は抽選

申込みはがき付チラシは商工会窓口にて配付してます。また、7月1日(木)の新聞折り込みも確認ください。

7月16日(金)までに、はがきを郵送(当日消印有効)または商工会に持参ください。
※当選者のみに購入引換券を郵送します。

引換販売期間

7月26日(月)～31日(土)
平日 午前9時～午後5時

引換場所 糸田町商工会

取扱店舗

事前に登録した事業者

販売総額に達しない場合

8月10日(火)より先着による販売

■場所 糸田町商工会
平日 午前9時～午後5時

公共料金、各種金券、切手、タバコ、医療サービス、事業用の経費の支払いなどには使用できません。



注意事項

16歳以上の人で一人あたり5冊(5万円)まで購入可能です。予約販売の引換のみ同居している代理人による購入を可能とします。

販売総額に達しない場合の先着による販売は本人による購入に限定します。

※本人確認および代理人確認のため、運転免許証や健康保険証などの確認ができる書類、住所が同一であると確認できる書類を持参してください。

問合せ 糸田町商工会 電話26-0041 (午前8時30分～午後5時)